

一般社団法人 郡山医師会 郡山市医療介護病院 行動計画

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日～ 令和7年3月31日まで

2. 内容

目標1：男性職員が育児休業を取得する。

〈対策〉

- ・ 令和5年2月～3月
…対象となる男性職員を把握する方法を検討し、必要であれば申告制度として関係規程等を整備する。
- ・ 令和5年4月～6月（以降毎年4月～6月）
…院内だよりや職員研修等により、男性でも育児休業を取得することができることを周知啓発する。
- ・ 都度
…配偶者が出産された場合に、対象となる男性職員への育児休業取得方法の伝達や啓蒙活動を実施する。

目標2：計画期間内に、全職員の年次有給休暇取得率を50%以上とする。

〈対策〉

- ・ 令和5年2月～3月（以降毎年2月～3月）
…目標取得率未達成者に計画的な取得を促すとともに、所属長にも全職員が公平に休暇を取得できるよう理解を求める。
- ・ 令和5年度中
…個人や部署の有給休暇取得を促すために、現在の取得状況が即時に把握できる勤怠管理システムを構築する。
- ・ 令和5年10月（以降毎年10月）
…上半期の有給休暇取得率を集計して、取得進捗率が遅れている部署に対して取得目標達成できる勤務計画を再検討してもらう。

一般社団法人 郡山医師会 郡山市医療介護病院
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員が更に能力を高めつつ継続就労できるよう、また男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指して、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日 ～ 令和7年3月31日まで

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を20%以上とすること

女性職員・・・取得率100%を維持すること

〈対策〉

・令和5年2月～3月

…対象となる男性職員を把握する方法を検討し、必要であれば申告制度として関係規程等を整備する。

・令和5年4月～6月（以降毎年4月～6月）

…院内だよりや職員研修等により、職員への育児休業制度の周知・啓発を実施する。

・都度

…出産した女性職員だけでなく、配偶者が出産された場合に対象となる男性職員に対しても、育児休業取得方法の伝達や啓蒙活動を実施する。